別表第四　南極史跡記念物（第八条関係）

番号	名称	位置
一～九十四	（略）	（略）
九十五	千八百十九年に消息を絶ったスペイン船「サン・テルモ」号の沈没船	シャーレフ岬（サウスシェットランド諸島のリビングストン島）周辺（正確な位置は不明）

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～三南極特別保護地区	（略）
第四南極特別保護地区	一　（略） 二　原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。 三　原則として、回転翼航空機は当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 四～十一　（略）
第五南極特別保護地区	一・二　（略） 三　航空機は、指定された地点（南緯七十六度五十五分九秒東経百六十六度五十二分五秒）に限り、着陸することができる。 四　原則として、当該地区内では航空機は南極鳥類の繁殖地の上空を高度六百十メートル以下で飛行しないこと。

別表第四　南極史跡記念物（第八条関係）

番号	名称	位置
一～九十四	（略）	（略）
（新設）		

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～三南極特別保護地区	（略）
第四南極特別保護地区	一　（略） （新設） （新設） 二～九　（略）
第五南極特別保護地区	一・二　（略） 三　航空機は、指定された地点（南緯七十六度五十五分四十九秒東経百六十六度五十二分三十一秒）に限り、着陸することができる。 四　航空機は科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区の直上空域であって、南緯七十六度五十五分四十五秒東経百六十六度五十二分五十秒の地点と南緯七十六度五十五分五十四秒東経百六十六度五十三分二秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十六度五十六分三秒東経百六十六度五十五分三十八秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯七十六度五十五分五十秒東経百六十六度五十六分二十六秒の地点を結ぶ直線より北にある区域又は南緯七十六度五十七分二十七秒東経百六十六度五十三分五十四秒の地点と南緯七十六度五十七分五十五秒東経百六十六度五十六分一秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯七十六度五十八分二十七秒東経百六十六度五十六分六秒の地点を結ぶ直線より南にある区域（以下「飛行制限区域」という。）の地表から高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、飛行制限区域の地表から高度三百メートル以下の空域を飛行しないこと。